

第3回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第3回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成13年10月1日(月)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時50分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会 長 山 崎 通

委 員 矢 口 貢 男 村 橋 忠 夫

久保田・(ひとし) 渡 辺 政 勝

武 山 和 行 藤 岡 功

杉 田 實 男 平 野 元

三 井 怜 子 上 野 登 志 博

横 山 善 道 川 島 清 夫

山 崎 雄 作 船 戸 繁 俊

高 井 克 明 棚 橋 壽 子

長 屋 孝 大 西 克 巳

小 森 英 明 河 口 衛

高 瀬 茂 花 村 進

石 神 み ち 子 古 川 一 美

以上24名

顧 問 山 田 忠 雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

河 合 正 明

以上 1名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山久生

副幹事長 宇野敏勝

幹事 田垣隆司

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向隆

事務局職員 上野達也 久保田裕司

安川英明 土田浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 新委員委嘱
- 4 議題

報告事項

報告第11号 新市名称候補選定小委員会について

協議事項

協議第9号 財産及び債務の取扱いについて

確認事項

先進地視察について

第4回合併協議会開催日程等について

- 5 その他
- 6 閉会

事務局長 ただいまから、第3回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

開催に先立ちまして、今日は欠席の委員さんがいらっしゃいますので、報告申し上げます。県市町村課振興室長の河合様ですけれども、県議会開会中ということで欠席でございますので、よろしくお願いいたします。

午後1時30分 開会

事務局長 それでは、開会に当たりまして、会長であります山崎通高富町長からごあいさつを申し上げます。

会長 どうも皆さんこんにち。本日は、公私とも大変お忙しいところを、第3回合併協議会ということでご案内をさせていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、平素は、合併についてそれぞれの立場で大いにご活躍やご尽力いただいておりますことも、併せて、高い席からではございますけれども、御礼を申し上げます。

合併に関して、大分皆さん方をお願いをし、またいろいろな話を聞く機会も多くなり、また新聞社の方たちにも大変協力していただきまして、郡内に啓蒙活動が十分にされているなということを感じているわけですけれども、最近私のところへ20代半ばの方から電話がありまして、何人かはわかりませんが、かなり大勢の人数で1回寄って、事務局長といろいろ話がしたいのですが、いかがでしょうかというような話がありました。20代の半ばといいますと、なかなか合併という問題には興味を示さないということで、今までは行政に対する興味というものも余りないというふうなことではないかと思うんですけれども、20代半ばの方ということで、私も電話をとったときに、胸の躍るような思いがしまして大変ありがたいなと、そんなことを思ったんですが、そんな話の中にも、早く合併をする、そして新しいまちづくりをしてほしいというようなことをお話いただきました。

実は、金曜日まで、私ども高富町の話で恐縮ですけれども、第3回の定例会がありました。一般質問の中で、随分と議会の方たちからご質問をいただきました。その折、紹介をさせていただいたんですけれども、私どもの方にメールが来ておりますし、またはがきとか手紙とか、あるいは励ましの電話があるんですけれども、その中にも20代、30代の方のメールで、新しいまちづくりのビジョンを描いてほしい、あるいは新しい市の名前はこんなふうがいいと、もう既に私どもにお寄せいただいているようなことを思いまして、

私も本当に心強く思っているわけですが、それもこれも今日おいでの協議会委員の皆さん方が、おそらくそれぞれの地域で、そうした活動なり、また啓蒙をされていることが大きな要因ではないかと思っているわけなんですけれども、私どもは何といたしましても住民の方たちの意見を十分に吸収し、またお聞きしまして、耳を傾けて、そしてこの山県郡がこれからどういう方向に向かっていく、どういうまちづくりをしていくかということを真剣に考えていかなければならないと思っているわけですが、私どもは事務上のことでスピードをやや速めるかもわかりません。そんなご指摘の方もありませんけれども、私どもは決していたずらに早めているわけでもありませんし、必要なことは必要な範囲内で進めていきたいという希望も持っておりますので、皆様方に、より一層英知を結集していただきまして、この山県郡の将来のためにご活躍いただければ大変ありがたいと思っています。

ひとつ今日は、お手元に配付のとおりでございますけれども、慎重にご審議を賜りまして、適切なご決定をいただきますよう心からお願いを申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

先の高富町第3回定例会で、高富町議会議長が村瀬伊織様から久保田・（ひとし）様に交代しております。従いまして、協議会委員も交替ということになりますので、新しく委員になられました久保田様に対して、委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。会長がお席の前まで出向いて、委嘱状を直接お渡しいたしますので、よろしく願いいたします。

新委員に委嘱状の交付

事務局長 それでは、久保田様から、一言ごあいさつをいただきます。

委員 どうも皆さんこんにちは。

28日の議会で議長を仰せつかりました。ただいま合併協議会の委員を拝命いたしましたが、山県郡住民の幸せを念頭に、協議会委員として精一杯やろうと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、協議に入りたいと思っております。

本日の会議時間は、概ね3時半頃まで約2時間程度ということを目安にしておりますので、委員の皆様のご協力の程よろしく願いいたします。

それではただいまより、議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、合併協議会規約第 11 条第 2 項の規定に基づきまして、会長が当たることになっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

まず、報告事項につきまして、報告第 11 号の新市名称候補選定小委員会について、事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、説明させていただきます。座ってご説明をいたします。

報告 11 と記してあります 3 枚程の資料をご覧ください。先般、第 2 回合併協議会で、自治体の名称については小委員会で選定方法を検討の上、候補を選定し、協議会で決定すると協議が整っております。それを受けまして、「新市名称候補選定小委員会」を構成いたしましたので、ご報告申し上げます。

ちなみに、小委員会につきましては、小委員会規程第 3 条で、小委員会の委員は必要に応じて協議会の会長が協議会委員のうちから指名するということになっておりますので、会長の方から委員の指名をさせていただきましたので、併せてご報告申し上げます。

小委員会設置についてでございますが、名称は「新市名称候補選定小委員会」となります。設置年月日は、本日平成 13 年 10 月 1 日。目的は、新市の名称についての調査、審議等を行うということで、任務につきましては先程申し上げましたとおり、新市の名称を決定するに当たり、新市名称候補の募集要領及び選定方法を制定し、名称候補を選定するとしております。委員でございますが、小委員会の委員は、合併協議会規約第 8 条第 1 項第 4 号に規定する委員のうちから、会長が指名した次の者 12 名とするとしておりまして、学識経験者の委員さんの中から、県関係の委員さんを除かせていただきまして、各町村 4 名、合計 12 名の委員さんをお願いしたいと思います。ここに氏名を列挙させていただきました。よろしく願いいたします。

次のページをご覧ください。これから小委員会で、どんな募集あるいは選定をしていくかにつきましては、改めて小委員会を開催した段階でお話させていただくということになりますが、概ねのスケジュールといたしますが、見込みというものだけ提示させていただきます。

本日、小委員会設置の報告をいたしまして、10月中旬頃第 1 回の小委員会を開催いたしまして、委員長、副委員長の選任あるいは名称候補の募集をどうしたらいいか、あるい

は選定方法をどうすべきか、ということについてご協議いただくという予定にしております。次回第4回合併協議会において、小委員会の委員長さんから第1回的小委員会の内容についてご報告をいただいて、またそれをこの協議会で協議いただくという形にしたいと思っております。12月頃、募集を開始できないかということで、この後は概ねの予定でございますので日付を入れてございませんが、大体このような順序で進めていってはどうかと、あくまでたたき台の案でございます。募集いたしました上で、集まったものについて名称を整理し一覧表を作成して、小委員会を随時開催いたしまして検討をした上で、最終的には合併協議会へ名称候補の選定結果を報告すると。名称の決定そのものは、あくまでも合併協議会、この合併協議会で決定するということになるかと思えます。何度も申し上げますけれども、これはあくまでもスケジュールの案でございますので、小委員会で、また別の方法、別のスケジュールもあるんじゃないかというご議論をしていただく可能性もあります。

次のページに、参考というのが付けてございます。参考1、2となっておりますけれども、これはあくまでも参考でございます、このようにしていくということではございません。といいますのは、参考1の方は、小委員会の協議事項における検討課題ということで、どんなことを主に問題、課題にさせていただくかを参考までに列挙してございます。名称候補募集要領につきましては、公募の範囲をどうするか、どのような方に応募をしていただくか、それから公募の方法、どういう媒体でお知らせをし、名称を集めるのか、それから応募内容に制限を設けるかどうか、懸賞等をどうするかということが話題になるかと思えます。名称候補選定方法につきましては、選定基準等もありますし、小委員会での名称候補選定数を幾つぐらいにするかということも話し合われるかというふうに思っております。このようなことについて、小委員会でご協議いただくということになると思えます。

参考2でございますけれども、名称の選定についての先進事例ということで、香川県の引田町・白鳥町・大内町合併協議会の事例を、参考までに付けさせていただきました。この場合は、最終的に一番下の欄にありますように「東かがわ市」と決まったわけですが、公募の範囲としましては、全国から公募されたということで、方法につきましては葉書、封書、ファックス、Eメールということで、幅広い媒体で募集をされたということです。

応募の制限のところですが、同一名称の応募は1人1点限り有効と、あるいは既

存の市町村の名称は使用しないということで、ここですと、引田町、白鳥町、大内町も含めまして、既存の市町村の名称は使用しないという制限をかけております。小委員会で10候補を選定しまして、協議会で最終決定ということで、東かがわ市ということに決着しております。懸賞を設けており、名付け親賞を1名の方に10万円相当の商品券というようなことで、ここに書いてありますような懸賞もやられたようでございます。あくまでもこれらは、こういうようにしたらどうかということではなくて、割とスムーズに決まった先進事例がこうであるということですので、ご注意をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から報告をさせていただきました点について、何かご不明な点がありましたらご質問をお受けしたいと思っております。また、小委員会における検討に先立ってご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言どうぞ。

暫時後

議長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 なしというご意見がありましたが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい、ありがとうございます。特になしというご意見がありましたので、ご質問ご意見もないようですので、それでは続きまして協議事項に入らせていただきます。

協議第9号の財産及び債務の取扱いについてのご協議をお願いします。

事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 それではご説明いたします。座ってご説明をさせていただきます。

資料の方は、協議9と書いてあります、比較的細部、10ページにわたる資料でございます。たくさん資料が付いておりますので、時間をかけてご説明したいと思っております。今回の協議内容は、財産及び債務の取扱いということで、基本的に、3町村の財産及び債務の状況を示す資料というものが、10ページにわたって付けてございます。

1ページ目をご覧くださいますと、これが総括表という形になっておりまして、主な財産であります行政財産、普通財産、有価証券及び出資、物品、基金、債務であります地方債、債務負担行為の支出予定額等を取りまとめた表になっております。

備考欄のところ、参考法令等をご覧いただきたいと思いますが、一応こういう制度になっている、こういう仕組みになっていることを簡単に押さえていただきたいと思います。

市町村の廃置分合をする場合、市町村合併をする場合においてというふうに読みかえていただいてもいいと思うんですけども、財産の処分を必要とするときには関係市町村が協議してこれを定めるということで、地方自治法第7条第4項に定められております。

ここで財産につきましては、公有財産、物品及び債権並びに基金をいうということで、この中でも公有財産とは不動産、有価証券、出資による権利等とされているということでございます。公有財産は、行政財産と普通財産という形に分けられておりまして、また後程、この分類については表で説明をいたします。

また、物品、債権につきましても、それぞれ定義がございまして、これも後程ご説明させていただきます。

その他、地方公共団体は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、定額の資金を運用するための基金を設けることができるということです。それから債務につきましても、普通地方公共団体は予算の定めるところにより地方債を起すことができるとなっておりますし、債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないということで、それぞれ債務としては地方債、債務負担行為というものがございます。

先に、調整の方針からご説明申し上げますけれども、案といたしまして、3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとするとしております。前段のところ、すべて新市に引き継ぐというところですが、合併の目的の一つが財政基盤を強化して、住民福祉の一層の向上を図るということでございますので、基本的に、その所有する財産はすべて新市に引き継ぐことを基本とすべきと考えまして、財産、公の施設、債務、すべて新市に引き継ぐという案にしております。

下段、参考事例を列挙してございます。最近の参考事例ということでございますが、さいたま市の場合は、3市の所有する財産はすべて新市に引き継ぐものとする。西東京市は、2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。篠山市は、4町の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとするということになっております。畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新市に引き継ぐものとするという形になっております。あきる野市は、2市町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継

ぐものとする。戸倉財産区有財産は、戸倉財産区有財産として新市に引き継ぐものとするということで、すべて最近の事例を列挙してございますけれども、すべて新市に引き継ぐという形で結論を出しております。私どもも同じように、新市に引き継ぐという形にしたいと思っております。

では、個別の内容についてご説明をいたします。まず、2ページをご覧ください。

ここには、公有財産というものを掲げてございます。公有財産、2つに分けておりまして、1つが行政財産、もう一つが普通財産と分かれております。行政財産と申しますのは、公共用あるいは公用に供するというもので、さらに、この中で2つに分けておりますが、本庁舎、その他の行政機関につきましては、地方公共団体、町村がその事務事業を行うために直接利用する施設等でございます。その他の行政財産と申しますのは、一般の住民が直接通常の形で利用されるということで、例えば学校、公営住宅、公園、その他というふうに分けておりますけれども、行政財産は2つに分かれております。

普通財産と申しますのは、公共用行政目的のために使うのではなく、専ら経済的価値を發揮する、土地なら土地としての経済価値を發揮するために管理する財産でございます。一応行政のために用いないということで、行政財産と分けてございます。それぞれ土地、建物に分けまして、3町村の状況が記してございます。逐一数字を読み上げることはいたしませんけれども、ご覧いただいたとおりでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。ここは有価証券及び出資による権利を列挙してございます。

出資と申しますのは、民法に定めます公益法人、社団法人ですとか、財団法人、そういうものがあたると思います。それから、商法の規定による株式会社等への出資または出捐による権利、そこにお金を出すということでございます。出したことによる権利でございます。

なお、上の5つ程株式会社に対する出資というのがございますけれども、こういった形で株券に表示される有価証券でもって表章されると。有価証券の形になっている出資の権利の場合は、有価証券ということと呼んでおります。基本的には、出資に対する権利ということで、総称してここに列挙してございます。これもご覧のとおりでございまして、株式会社あるいは協会等、あるいは公社等に対する出資でございます。これも逐一数字を読み上げることはいたしませんけれども、それぞれ3町村、これだけの権利を持っているという資料でございます。

続きまして、4ページでございます。物品と申しますのは、地方公共団体の所有に属する動産ということで、市町村が持っている動産で、現金や公有財産や基金を除くものと、あるいは地方公共団体が使用するために保管する動産ということで、数多く種類はあるんですけれども、ここでは主な財産ということで、公用車等を列挙してございます。参考までにご覧いただきたいということでございます。

続きまして、5ページの方、基金でございます。基金と申しますのは、普通の家庭で言う貯金、定期預金的なものでございまして、特定の目的のために財産を積み立てて、あるいはその積み立てたお金の運用で何らかの行政目的を果たすということのために設けられた資金でございます。土地開発基金とその他の基金として26種類ございますけれども、ご覧のとおりでございます。さまざまな名称の基金がございまして、中には同様な目的のものもございまして、基金の場合は条例で名称が定まっておりますので、一応名称、その条例で定められた名称どおりに列挙した上で、金額を記載してございます。

続きまして、債務の関係でございます。6ページをご覧ください。債務は、地方債と債務負担行為の2つを計上してございます。地方債といいますのは、普通のご家庭でいうところの借金でございますが、地方公共団体が資金調達のために負担する債務ということで、その返済が1会計年度で終わらないで、会計年度をまたがって行われるというものでございます。一般会計と特別会計に分けて計上してございます。

その下、債務負担行為に基づく平成13年度以降の支出予定額ということで、債務負担行為について簡単にご説明いたします。通常、地方公共団体の会計は、予算会計年度で独立しているということで、単年度ごとに独立して予算を立てていくというのが基本ですけれども、その例外となるのが、この債務負担行為というものでございまして、平たく言いますと、年度をまたがって将来的に債務を負担する行為について予算の中で定めてあるものということでございまして、ここに列挙してある数字は、平成13年度以降にこれだけの将来支出が見込まれるという数字が予算に掲げてございますので、それを列挙したものでございます。将来これだけの負担の発生を見込んでいるというのが、この数字でございます。

説明を続けます。7ページをご覧ください。ここは公営企業という形で、公営企業会計というものをっておりますのが、高富町水道事業だけでございまして、経理や決算の取扱いが一般会計関係とは大きく異なるということで、どちらかといいますと民間企業の経理に近い形の経理、決算ということになっておりますので、別途こういう形で計上させて

いただいております。高富町水道事業の固定資産、それから債務ということで分けておりまして、固定資産については資産額と減価償却のこれまでの累計額、それから償却未済額という形で、一般会計とは全く異なる形で計上されております。これは高富町水道事業だけでございまして、伊自良村、美山町には、公営企業会計がございません。

続けて、8ページに参ります。財産区でございます。先程、財産区については、特にご説明をしておりますが、財産区と申しますのは市町村の一部で財産を有し、公の施設を設けているもので、地方自治法上は特別地方公共団体に属するということになりましたが、この財産区を有しますのは、高富町は高富財産区のみ、美山町に葛原、谷合、北武芸、青波、富永、乾という6つの財産区がございます。それぞれ土地、建物、基金をこれだけ有しているわけでございますけれども、財産区につきましては一番最初のページへ戻っていただきます。財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとするということで、財産区の形成にはいろいろこれまでも経緯がございまして、今でもこういった形で運営されているということに尊重しまして、財産区有財産はそのまま財産区有財産として新市に引き継ぐという形にしてはどうかという案でございます。基本的に、今の状態と変わらない状態で、新市へ移行するというにしましてはどうかという案でございます。

9ページ、10ページは、参考でございます。9ページにつきましては、毎年行われている調査で、公共施設状況調べというものがございまして、その中から参考になると思われる道路延長ですとか、公共施設、教育施設等の箇所数等の数字を列挙してございます。基本的には、参考となると思われる部分だけが掲載してありますので、これが公共施設のすべてということではございませんが、これだけのものがあると参考に見ていただきたいということでございます。

その次の10ページにつきましては、3町村が構成団体となります一部事務組合というのがございます。山県消防組合、山県郡障害児療育事務組合、山県郡環境衛生施設組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県郡保健福祉事務組合、これだけが3町村が構成団体となっている一部事務組合でございまして、当然これら一部事務組合につきましては別途協議事項になるかと思っておりますけれども、このまま3町村が合併していくという方向で考えますと、この組合の財産はそのまま新市に引き継がれるということになると思われまので、これも参考までに列挙させていただきました。

ということで、駆け足でご説明をいたしました。ご注意いただきたいんですが、お手元の資料にある数字はいずれも平成13年3月31日現在、平成12年度末現在の数字で

ございまして、前回協議をいただきました平成15年4月1日を目途に合併を考えるとということで、新市として発足するときには、当然これとは異なる数字になっている可能性が高いということでございますので、あくまでも今把握できる平成12年度末の数字をここに列挙してあるということで、合併するときには違う数字になってくる可能性があるということだけご了解をいただきたいということでございます。

それから、少しご注意を願いたいんですが、7ページ、先程の水道事業のところは、日付が資料から漏れ落ちていますが、同様に平成13年3月31日現在ということで、ご記入をよろしくお願いしたいと思います。

もう一度結論を繰り返しますと、3町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐという案でございます。ただし、財産区有財産だけはそのまま、今のまま財産区有財産として新市に引き継ぐという案にしております。

公の施設につきましては、公有財産の中に含まれておりますけれども、これらの整理統合等につきましても、当然話題になるわけでございますけれども、今の時点では財産と同様、当面現行のまま新市に引き継ぐという案にしております。今後、事務レベルの専門部会あるいは新市になってからということもあるかと思いますが、公の施設の整理統合等につきましては別途検討されるかと思っておりますけれども、今のところの案は財産と同様、現行どおり新市に引き継ぐという提案にしたいと思っております。

以上でございます。

議長 はい、ご苦労さまでした。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第9号の財産及び債務の取扱いについてご質問、ご意見がありましたら、ご発言をどうぞ。

はい、どうぞ。

委員 ただいま説明をいただいた財産区の問題ですけど、葛原地区は特に財産区運営に力を入れて、1年をかけて管理する者がおりまして、労力も相当かけておりますので、この問題に対して一番関心があると思うんですが、その点について今説明をいただいたことで結構でございますが、一般に対する周知をしていただいたらどうかと思います。この問題に一番こだわっているということをお伝えして、質問ではございませんが、従前どおりの運営をしていくと、そして新市に引き継ぐということで説明をいただきましたもので、そのPRをよろしくお願いしたいと思います。

議長 わかりました。

ただいま委員さんから、葛原地区の財産について、今までどおり財産を継承していけるかというご発言だったと思いますが、事務局の方からご報告させていただきます。

事務局長 今ご提案で申し上げましたとおり、財産区有財産につきましては、今のとおりそのまま存続するというご提案しております。ご賛同いただいたものと思っておりますけれども、当然財産区に係わるあらゆる方にとっては非常に重要な課題だと思しますので、広報等で十分ご理解いただけるように心がけたいと思っております。

委員 そうしましたら、今のようなご説明を区民の皆さんにPRしてもよろしいですか、それがお聞きしたいわけです。今の事務局の説明のようなふうで、今までどおりだよというふうに説明してもよろしいですか。

事務局長 はい、結構でございます。

議長 ほかにございませんか。

委員 高富の財産区の金額も出ておりますけれども、現行どおりということで、今までどおり運用していったらいいだろうということですけど、私も実は確認したいと思っておりますが、今美山にあります葛原、それから谷合、富永等、私どもは美山の財産区の内容を知りませんのであれですが、今までの運用につきまして、美山町と高富町ではいろいろ運用の仕方が、違っていると思っておりますが、この辺については、具体的にその説明が願えるものですか。

議長 暫時休憩をいたします。

午後2時09分 休憩

午後2時10分 再開

議長 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

事務局の方からご説明をさせていただきます。

事務局長 財産区の内容につきましては、事務局が把握している範囲内でご説明をさせていただきます。

高富財産区と美山町の6つの財産区は、実は議決組織の持ち方が多少異なっておりまして、高富財産区は財産区議会を持っておりません。管理会という形で、その地元の意見を酌み上げるという形をとっております。基本的には、高富町議会の中で審議が行われると認識しております。葛原、谷合、北武芸、青波、富永、乾の財産区につきましては、それぞれ財産区議会をお持ちだと伺っております。従いまして、財産区の議決機関としましては、町議会ではなく財産区議会があると伺っております。

ただ、そこまでしか認識しておらないわけですけれども、基本的に合併するとした場合、それぞれ独立した地方公共団体という位置づけ、特別地方公共団体という位置づけになっておりますので、それぞれ管理会、財産区議会という形になっておりましても、必ずしも合併時に統一しなければならないということはないと考えていますが、それについてはまた別途財産区の方でご判断いただく部分もございますので、私がこうしなければならないというふうに申し上げるのは、差し控えさせていただきます。事務局がつかんでいる事項は以上のとおりですが、いかがでございますでしょうか。

議長 ただいま事務局の方からご報告させていただきましたが、ご理解いただけましたか。

委員 説明された美山町におきましては、財産区議会を持っていらっしゃる。高富町は、ご存知のように全部町議会でやっておりますけれども、高富は従来から財産区でいろいろ諸問題等がございまして、できるならばこの合併を機に、美山方式の財産区議会を高富町、旧高富の中で持てるような、ひとつ調査研究もしてほしいんですけども、これは私の注文でございまして、そうしたことは前々から大分言われておりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

議長 今委員さんのご発言は、私どもは今、高富財産区は高富町議会で運営について議決していくという方式でありまして、以前の合併のときに高富町の方へ移管されたという経緯がありますので、それをまた元のように戻してはどうかというご発言だったと思いますが、そういう方法がとれるか否かということについては、ここでは私どもで判断しかねますので、次回に持ち越させていただきます。また私どもの協議会執行部の方で検討をさせていただきます。ご報告させていただくということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 そのほかありませんか。

委員 先程の説明の件で、1ページにつきましてご質問いたしますが、これは確認のためでありますけれども、先程の説明で参考事例として、さいたま市と西東京市は財産をすべて新市に引き継ぐものでありますし、その下の篠山市につきましては債務もすべて新市に引き継ぐということが書いてありますが、先程の説明では、債務の件についてはどうするかということはまだ説明を受けておりませんが、山県郡から新市になる時に、財産も債務もすべて引き継ぐというようなことで理解をしてよろしいでしょうか。

議長 事務局の方からご報告させていただきます。

事務局長 申しわけありません。お見込みのとおりといいますか、今おっしゃったとおり財産も債務もすべて引き継ぐという提案でございます。

それから、併せて説明させていただきますが、参考事例のところ、さいたま市と西東京市は、財産区有財産の記載はございませんが、これはさいたま市と西東京市は財産区を保有していない、財産区は存在しないということで、当然協議事項の中には、その財産区について記載がないということで、たまたま篠山市とあきる野市は財産区がありましたので、これを参考までに出ささせていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかにございませんか。どうぞ。

委員 お尋ねといいますか、要望事項になるかもわかりませんが、債務に関してのことでございますけど、合併まで約1年半という状況でございますけれど、駆け込みによって債務が増えていくというようなことはないかということをチェックされる部分が無いが、有るかどうか。今後、無いようにひとつお願いしたいということでございます。

議長 事務局からご説明させていただきます。

事務局長 駆け込みは、合併にとって非常に難しいものですが、実際今各町村が手がけております事業につきましては、各分科会あるいは専門部会の方で、今それぞれの町村がどんな事業に取り組んでいるという確認を、それぞれ相互に、財政担当課長の方でしていただいております。少なくとも今の時点でそういったものでリストアップされたものについては、お互いに駆け込みではなくて、十分に説明を受けているということで認識しようということでございまして、それについてはまだリストアップの過程でございますけれども、これから新年度、来年度予算ですね、来年度14年度予算を検討していく中で、そうしてリストアップされたものについてはお互いに駆け込みということではなくて、当初から予定されていたあるいは説明を受けている事業というふうには扱おうということで、事務レベルではそこまで相互に認識をしているところでございます。今後、トップのレベルまで、その認識を高めていくという予定にしております。

議長 ほかにございませんか。

委員 3ページの有価証券及び出資による権利ですけれども、この出資先のすべては、健全な出資先であるのでしょうか。そのことを申し上げます。

議長 事務局の方からご説明させていただきます。

事務局長 健全なといいますのは？

委員 よく新聞やテレビ報道であるように、例えば、何かわけのわからない出資先とか、いろいろ都市開発公団とか、いろいろなところがあるんですけど、お金を出している先というのは、もうみんなきちっとした団体へ出資しているかということの確認ですけど。

事務局長 それぞれの、例えば株式会社等につきまして、今それが確実かどうかという判断は非常に難しいんですけども、今のところ町村からは、それぞれの出資について今言ったような信頼のおけない出資先だという情報は受けておりません。

議長 ほかにはございませんか。

委員 調整方針ですべて新市に引き継ぐと、財産、債務ともという方針に異論があるわけではありませんが、ひとつ老婆心ながらお願いしておきたいことがあります、財産につきまして、公有財産の中に旧慣使用权といいますか、平たく言いますと入会権と言われるようなものですが、旧来の慣習によって公有財産を住民が使用しているという例があるんですが、それがはっきり規約等で定められていて、入会権者が確定しておる場合はいいんですけども、非常にあいまいな例が中にはあるということです。

実は昭和30年の合併のときに、この問題を多少軽率に扱ったものですから、後で紛糾の種になったというようなことがありますものですから、今回こういう合併に当たって、この辺のひとつ整理もお願いしておきたいと思うわけですが。

同じような趣旨で、2番目の問題としまして、実は公有財産、特に土地の中には未登記という問題があるわけです。これも今と同じような理由、つまり前回の合併のときに、しっかり所有権をはっきりさせておかなかつたばかりに、時代が変わり、それから地権者の世代交代等があつて、いろいろな問題が複雑になっている例が多いように聞いておりますけども、これにつきましてこの際と申しまして、実はなかなか昔からの古い経緯がありまして難しいということは承知しているんですけども、できたらこの問題を、この際ひとつ洗い直していただいたら、後々紛糾の種を残さずに済むのではないかというふうに思います。

それから3番目に、ひとつこれはお願いですけども、実は3町村が財政力の差を越えて大同団結するということですが、体力差を克服してというのが住民の中にもっと、素人っぽい発想なんですけども、いろいろこだわりがあるようで、私どももちょっと勉強の資料としまして、この3町村の現在の状況を財政分析した資料と申しますか、指標のデータだけでよく言われております財政力指数とか、公債費比率とか、そういうものだけで結構

ですけれども、また後程勉強のためにいただければありがたいと思います。

以上でございます。

議長 事務局の方からご説明させていただきます。

事務局長 大変ありがたいご指摘、ありがとうございます。当然今回の資料は、概括的な数字の列挙にとどまっております、旧慣使用权等の複雑あるいは明記しがたい権利等につきましては明記してございませんので、実際引き継ぐということになりました場合には、その点も十分注意するようということに注意させていただきたいというふうに思っております。

未登記の問題についても同様でございます、当然市の財産となりますときには、明確な明快な権利の保全ということが必要になってくると思いますので、これについても注意させていただきたいということでございます。

それから、財政力等のご指摘がございましたが、次回、資料をお送りする時点で、これをお送りするということにしたいと思いますが、今回たまたま手元に数字のみでございますので、町村の財政状況を口頭で申し上げるのは非常に難しい、あるいは聞き取っていただくのは難しいとは思いますが、あくまでご参考までにお聞きください。また、資料としては、別途配付させていただきます。

財政力指数でございます。財政力指数と申しますのは、地方交付税というのをご存知だと思っておりますけれども、国から税金の一定額が地方に交付されるというものでございますけれども、財政力指数は、その中で各市町村が標準的に収入し得る額を、大体これだけの需要が必要、需要といいますのは、これだけの経費が町村を運営するには必要であるということで割った数字でございます、これがより高い程財政力は高いということでございます。財政力指数1ということになりますと、地方交付税をもらわなくてもやっていける、自前でやっていっているという市町村ということになり、全国に幾つもございません。財政力指数を申し上げますと、読み上げますと、高富町は平成12年度でございますが0.445、伊自良村が0.247、美山町が0.340ということで、あと、公債費負担比率というものがございます。これも説明が実際は必要ですけれども、起債でもってお金を返していきます。それに充当、それに使われた一般財源の割合ということでございまして、これも説明をつけた上で後程お送りしますので、ゆっくりご覧になっていただきたいと思っておりますけれども、これが高富町は16.5、伊自良村が16.9、美山町が10.5、平成12年度でございます。

そのほか、各種財政指標がございますので、ここで説明をしながら読み上げておりますと、どれだけ時間があっても足りませんので、また後程説明をつけた上でお手元へ届くようにしたいと思いますので、ご参考に見ていただきたいと思います。

議長 入会権のことと土地の未登記のことは、わかっていただけたと思うんですが、今の財政力の差を、何かで住民の方たちに知らせるという意味でおっしゃったのか、この協議会の中に知らせるという意味でおっしゃったのか、その辺はどうですか。

委員 あくまで自分自身の勉強資料といえますか、そう言ったら失礼ですけども、この委員の皆さん方に同じような資料で、そういう資料にしてもらえればありがたいという趣旨でございます。

議長 わかりました。それでは、今事務局の方からご報告させていただいたとおりに、後程皆様方に送付させていただきます。

議長 ほかにありませんか。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 ご発言もないようでございますので、協議第9号の財産及び債務の取扱いについては、先程委員からご質問がありました高富財産区を区の財産に持たせるか否かのみを次回審議の課題に残しまして、そのほかについては、皆様方にご承認をいただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。

それでは、財産及び債務の取扱いについては原案のとおり承認をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、先進地視察について、事務局の方からご説明を申し上げます。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

先進地視察(案)としてあります3枚程の資料をご覧ください。先進地視察につきましては、当初第1回合併協議会の事業計画でもお知らせしましたとおり、年1回程度実施するというので、12月4日(火)から5日(水)まで1泊2日で実施したいという提案でございます。

視察先の選定基準は、合併協議会の設置時期が比較的最近であること、私どもよりも先

に合併を目指していること、それから合併協議がある程度進んでおり、こちらが参考にできること、状況が山県郡3町村と類似していることで、そのような基準で視察先を選定させていただきました。

先に2、3ページを見ていただきますと、9月1日現在でございますけれども、総務省の情報によると、合併協議会が26ございますけれども、東海地域には最近の情報では愛知県に1つできたという情報がございますけれども、従来から運営されております協議会としましては、東海地域には、一番近くで静岡県の静岡市と清水市というものしかなく、割と遠いところになってしまいますので、今回は1ページ戻っていただきまして、視察先としましては引田町・白鳥町・大内町合併協議会をお訪ねしたらどうかということで、人口が3万7千人余ということで、私ども山県郡に近い町でございますし、市と市同士の合併等になりますと、相当状況が違うという可能性もございますので、こちらの引田町を見させていただいたらどうかということです。ここは私どもと同じように平成15年4月1日の合併予定としておりますが、既に合併調印を済ましております。平成12年4月1日に合併協議会が発足いたしまして約1年余の協議の結果、合併協定を5月30日にしており、市の設立までにはまだ相当の時間があるということでございます。東かがわ市になるということで、やはり3町から1つの市になるということから、割と近いので参考にさせていただけるのではないかとということで選んでおります。

もう一つは、これは非常に著名でございますけれども、兵庫県の篠山市でございます。人口は4万4,000人と大きいんでございますけれども、比較的早い段階で合併に至ったところでございます。

議長 何か先進地視察についてご意見がありましたら、ご意見をお伺いしたいと思います。

委員 ただいま説明がありました先進地視察の件であります。1番の期日のことではありますが、私まだ確認しておりませんが、12月の合併協議会の日時は、原則として月初めということになっておりますが、多分12月は土、日が入ると3日になるような記憶がありますが、そうすると3、4、5と3日間ということになりますが、特に12月ということで、皆さんそれぞれの仕事もお持ちで多忙かと思っておりますので、協議会を軽視するわけではありませんが、できれば皆さん、多くの方に参加をしていただくには協議会の日時と先進地視察の日時の間を少しあけるとか、協議をしていただければありがたいと思います。

議長 ただいま委員からご発言がありましたが、事務局の方からご説明をさせていただきます。

事務局長 確かに12月の第5回合併協議会が12月3日ということで、3日、4日、5日と3日間を協議会委員さんにご負担をおかけするということになる可能性があるんですけども、今ご意見をいただきましたように、先進地視察も重要な事業でございますので、12月につきましては、この視察をもって協議会に代えるというご提案というふうに解釈いたしましたけれども、事務的にはそれでも運営が可能かと思われまますので、ご提案どおりにしたらどうかというふうに私は思いますが。会長さん、いかがでしょうか。

議長 ただいま、3日の日が第1の月曜日になりますので、定例でいきますと12月3日が合併協議会開催日になるということで、先進地の視察が4日と5日ということになりますと、3日間ご出席をいただかなければならないということで、今委員さんの方からは12月の暮れが押し迫るということで、3日間の連続は大変ではないかというご発言だったと思うんですけども、ほかにご意見ありませんか。

委員 合併協議会などを3日間続けて行うのは、厳しいですか。

議長 事務局から説明させていただきます。

事務局長 申しわけありません。結論から申しますと、ちょっと時間的な余裕が非常に難しい状態、先程申しましたように近辺に参考になる合併協議会というか、合併の事例がないものですから、四国ということで、非常に行き帰りに時間を要する予定上、今一生懸命バス会社の方と交渉をしておるんですけども、その間にこういった協議会の場を設けることは少し考えられませんので、ちょっと無理かなというふうに思っております。

議長 よろしゅうございますか。ほかに意見ございませんか。

委員 4、5日に視察だけを実施する方向でいかがですか。

議長 委員さんの方から、4、5日だけでどうかというようなご発言がありましたが、ほかの方ご発言はありませんか。

委員 4、5日でやっていただいて、特に重要な課題だけは車内で、短時間を用いて、そんな方法で、4、5日で済ました方が一番いいんじゃないかと思えます。

議長 事務局の方から説明させていただきます。

事務局長 実際、正式な合併協議会となりますと傍聴や、議事録を公開することになりますので、事務的な報告事項だけということで、事務的な連絡は事務局の方からその時点でさせていただく、あるいは資料配付等がもしあればさせていただくということで、ご理

解いただけないでしょうか。

議長 よろしゅうございますか。

議長 ほかに意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、事務局の方からご説明させていただきましたが、12月は4日と5日と視察に出かけていただきますので、特段皆さん方にご報告しなければならないような事務的な事項だけを、車中にて報告させていただくということで、4日、5日の視察に行ってくださいということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、12月4日、5日というご発言については、今私の方からご報告させていただいたような方向で進めさせていただきたいと思います。

それでは次に、次回の協議会開催日時でございますが、原則どおり11月1日の木曜日にしたいと思います。開催時間につきましては、本日と同様、午後1時30分からということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしというお声をいただきました。

それでは、次回は11月1日木曜日の午後1時30分からと決定いたします。皆様には大変お忙しいところ、それぞれにご都合があらうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、詳しい内容等につきましては、追って事務局からご案内をさせていただきます。

次回における協議事項につきまして、事務局から何かありますか。

事務局長 小委員会につきましては、この10月のうちに、中旬というふうに申しておりますので、1回目は委員長さんがおられませんので、会長の方から招集をさせていただいて、開催させていただきたいと思います。従いまして、次回につきましては、小委員会の方からの決定事項の報告をしていただきたいと思いますと思っております。

その他、まだ合併協定項目ということで示してございませんので、これの提示をさせていただいて、話し合いをいただきたいと思いますと思っております。これは、合併協定の項目に何を盛り込むかということございまして、これをご覧いただきますと、大体その課題とか、3町村において話し合っていく事柄をイメージしていただけるかと思っております。

続きまして、別途添付してございます資料の方を、簡単にご説明させていただきます。

まず、市町村合併スケジュール見込みというものでございます。前回、合併時期をお諮りした中で、委員さんからもスケジュールはどうなるんですかというようなご質問もございましたし、今後詳細なスケジュールにつきましては、順次出していくつもりでございますけれども、この間ご説明申し上げましたような法的な手続きのスケジュールを見込むという形で提示させていただきました。合併協定調印は8月ごろ、各町村の議決が9月議会ということで、そのほか県、国での手続きもございますので、順次以下のように進めたいということで、合併に関する各協議の中での細かいスケジュールは、追って順次その都度ご説明申し上げる予定でございます。

次のページをご覧くださいますと、先程私どもが伺って視察をするというスケジュールをご提示いたしましたけれども、8月1日に合併協議会が立ち上がりましてから、全国からこちらの協議会の方を視察したいというお申し込みがございまして、実績と予定という形で列挙をさせていただいておりますが、今日こうしております間にも電話がかかっておるような状態でございまして、結構な人数がいらしていただいておりますので、ご報告させていただきます。適宜、会長あるいは議長さんにご足労をいただきまして、ご説明をいただいております。

最後に、先般アンケートにつきまして概要をご説明いたしましたけれども、資料という形で、これが回答用紙という形じゃないという意味での「資料」という判が押してありますけれども、新しいまちづくりに関する住民意識調査、ご協力をお願いということで、こういったもの、既にもうご自宅の方へも届いている方もあるかと思っておりますけれども、まちづくりに関するアンケートという形で10月1日付けということですけど、まだ自治会長さんから届いてない家庭もあるかと思っておりますので、10月ということに位置づけがしております。19日までに返信用封筒でお返しく下さいということで、協議会の委員さん方、また住民の皆様からお尋ねがあるかと思っておりますので、できるだけご協力をいただきますようによろしくお願いしたいと思います。

議長 それでは、事務局からのご報告やご説明は、これで終わりましたが、その他ということでご発言がありましたら、どうぞ。

委員 私ちょっと思うんですけども、合併協議会だよりの2回目が発行されているわけですね。大変結構な情報紙だと思っておりますけれども、これからの合併を契機として、特に私自身思うんですけども、環境、行財政改革に特に取り組むといったような基本理

念ですね、それから、いろいろ合併についての意見などが事務局へ寄せられると思いますけれども、そうしたものを紹介してあげるといような、そうしたコラムも必要ではないかと思うんですけれども、そうしたことで、合併ということについて郡民の方が大変興味をこれから一層深く持っていただけるためにも、そうした情報公開等、この紙面を続けていってもいいですね、やっていただきたいなと思っておりますけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

議長 それでは、事務局の方からお答えしていただきたいと思います。

事務局長 機関紙につきましては、私どももいろいろ努力を、皆さん読んでいただけるような努力をしております、ただいまいただいたご提案を参考にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長 ほかにございませんか。

委員 最近、合併のことが出てきてから、新聞などにはよく出てくるんですけど、そういう中で市民団体などからも、いろんな意見も出てくると思っておりますけど、そういうときに、我々新聞を見ておって、そういうことに対して事務局が対応されておるのか、マスコミの方でやられておるのか、ちょっとわかりませんが、我々は新聞読むときに、例えば私は美山町ですけど、美山町出身と書いてあったりとか、美山町と書いてあったりとかというようなことだと、それは今住んでおられる人の発言とか、それとも昔住んでおって、例えば岐阜市か高富町にみえる人の話なのかとか、そういうようなことはっきりしませんものですから、要は現住所はどこにおられる方だとか、そういうようなことをもうちょっとマスコミに対する対応というか、事務局の方なのか、マスコミの方で当事者に聞かれて書いてあるのかわかりませんが、住民に与える影響というのは、それによって大分違いますんで、そういうことをまた事務局なりマスコミの方にはっきりしていただくようにお願いします。

議長 今、委員さんからご発言があった内容については、先日の23日に研究会なるものが開催されたというふうなことで、その中に大学の教授名で、また住所がそれぞれ高富町、美山町、伊自良村というふうに記載されたようなことだということで、そうした折に紛らわしいというか、現在住んでいらっしやらないのに、あたかもそこに住んでいらっしやってその住民の方というふうに、代表的なご意見のように思えるというふうなことを、今ご発言になったと思うんですが、これは私どもの方から、またマスコミの方にもお願いをしますが、とりあえず私どもの方は、そういう状況は最初のうちは把握しております

せんでしたのですけれども、私どもは関知していない団体ですので、今後はそういうことで誤解を招かないように努力をしたい、こんなふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

暫時後

議長 よろしゅうございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

会議進行にご協力いただきまして感謝申し上げ、本日の合併協議会は閉じさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 2 時 5 0 分 閉会